主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遣水祐四郎の上告趣意について。

論旨は、御寛大な判決を求めるというのであるから、当法律審に対する適法な上 訴理由ではない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官松本武裕関与

昭和二五年一一月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	黨	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎